

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書  
木造軸組工法（特定工程：建て方終了時）

平成 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	平成 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者 工事監理者	住所
	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

設計図書と照合した結果、変更は、  ありません。  
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容	工事監理者用		検査員用		摘 要
		結果	指摘 番号	検査方法	結果	
敷地等	①敷地	a	道路幅員・接道長		A B	適・否
		b	建築物の道路・敷地境界線からの 離れ及び敷地形状		A B C	適・否
		c	確認表示板の設置		A	適・否
		d	設計図書の備え		A C	適・否
基礎等	②基礎	a	基礎の種類（布・ベタ、独立、 他）		A C	適・否
		b	形状、寸法		A C	適・否
		c	床下換気口		A C	適・否
		d	基礎のひび割れ（地盤の不同沈 下）		A C	適・否
土台	③土台	a	形状・寸法の確認		A B C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	接合部の確認		A C	適・否
火打ち材	④火打ち材	a	形状・寸法の確認		A B C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	隅角部設置の確認		A C	適・否
アンカー ボルト	⑤アンカー ボルト	a	形状・寸法の確認		A C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	配置・緊結の確認		A C	適・否
木材の品 質	⑥木材の品 質	a	柱、はり、壁、床の位置の確認		A C	適・否
		b	木材の品質（腐れ、節）の確認		A C	適・否
軸 組 部 分	⑦柱	a	形状・寸法の確認		A B C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	欠込み部の補強の確認		A C	適・否
		d	接合部の確認		A C	適・否
		e	ホールダウン金物の確認		A C	適・否
横架材	⑧横架材	a	形状・寸法の確認		A B C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	接合部の確認		A C	適・否
		d	欠込みの有無の確認		A C	適・否
筋かい等 耐力壁	⑨筋かい等 耐力壁	a	形状・寸法の確認		A B C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	欠込み部補強の確認		A C	適・否
		d	接合部の確認		A C	適・否
		e	耐力壁の種類、形状、配置確認		A C	適・否
床組	⑩床組	a	形状・寸法の確認		A B C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	床板又は床下地		A C	適・否
		d	床高さ		A B C	適・否
		e	防腐・防蟻措置		A C	適・否
小屋組	⑪小屋組	a	形状・寸法の確認		A C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	振止めの確認		A C	適・否
		d	たるき接合部の確認		A C	適・否
屋根	⑫屋根	a	屋根葺き材の緊結		A C	適・否

※ 検査方法 A 目視検査、B 計測検査 C 監理者報告

※ 太線枠内には記入しないで下さい



## ■木造（軸組工法）検査項目の解説

### 1 検査の重点項目

木造の建築物の中間検査にあたっては、設計時の構造計画、構造計算等で部材や接合部仕様が決まることから、特に構造耐力上重要な部位が設計図書通り施工されているかを重点的に検査することが重要となる。

### 2 検査の方法

検査方法としては、目視による確認又はスケール等での測定により確認することとなるが、通常の場合ほとんど目視確認にて判断することとなる。

合否判定については、建築基準法関係規定に抵触していないことが基準となる。その他参考図書となる標準的仕様としては、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」、「3階建て木造住宅の構造設計と防火設計の手引き」（(財)日本住宅・木材技術センター）、「木造軸組工法住宅の構造計算の手引き」（(社)日本木造住宅産業協会）等が考えられる。

その他、特定工程段階の検査で疑義が生じた場合は、建築基準法第12条第5項の工事状況報告書で確認するものとする。

#### ① 敷地

道路幅員・接道長は、原則としてスケール計測等は必要としないが、敷地と道路境界の杭などについて目視確認する必要がある。しかし、道路幅員が4メートル前後であるとか、道路に関する建築制限が余裕無く設計された建築物などは当然計測により確認することとなる。この場合、検査敷地は道路と敷地境界が境界杭で明確に分かるようになっていることが前提である。

建築物と道路境界線との離れ、敷地境界線との離れは原則として見ることの出来る範囲で検査することとなるが、道路斜線、北側斜線など制限に余裕無く設計された建築物は、計測するか又は建築基準法第12条第5項の報告書により確認することも可能である。

#### ②、③、④、⑤ 基礎等

基礎は、RC造の基礎の種類（布、ベタ、独立、他）に応じ設計図書通りかを見える範囲において検査することとなる。通常建て方完了の特定工程において基礎は埋め戻しされ見えなくなるので、必要があれば建築基準法第12条第5項の報告を求めるものとする。また、土台、火打ち材、アンカーボルトの状況について、設計図書と照合・確認する。また、アンカーボルトの緊結が適正か確認する。

#### ⑥、⑦、⑧ 柱、横架材等

材質・形状・寸法、欠込みのある場合の補強、通し柱に代わる管柱の補強などについて設計図書と照合・確認する。柱と基礎又は、柱と土台とのホールダウン金物による接合が適正に行われているか確認する。

柱と横架材の金物による接合状況や接合金物の種類の確認を行う。

#### ⑨ 筋かい等耐力壁

材質・形状・寸法、欠込みのある場合の補強などについて設計図書と照合・確認する。金物による柱や横架材の接合状態や接合金物の確認を行う。また、構造用合板等を使用した耐力壁は、釘種類、ピッチを設計図と照合・確認する。また、耐力壁の配置を設計図書と照合・確認する。

#### ⑩ 床組

根太や床板（構造用合板等）の材質・形状・寸法などについて設計図書と照合・確認する。接合部の状況や接合金物の種類の確認を行う。また、床下の防湿の状況、床の高さ、防腐・防蟻処理状況を確認する。

#### ⑪ 小屋組

小屋束、もや、棟木及びたるきの材質・形状・寸法、振止めの状況などについて設計図書と照合・確認する。接合部の状況や接合金物の種類の確認を行う。